



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年9月20日金曜日 第40号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 481
 指定自立支援医療機関の辞退.....（ " ）... 481
 農用地利用配分計画の認可申請.....（農地・担い手対策室）... 482
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....（森林整備課）... 482
 保安林の指定の解除.....（ " ）... 482
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 482
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 482
 道路の区域変更（県道大島環状線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 483
 道路の供用開始（県道大島環状線）.....（ " ）... 483
 道路の供用開始（県道東予玉川線）.....（ " ）... 483
 道路の供用開始（県道今治波方港線）.....（ " ）... 483
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 483
 道路の供用開始（県道野村柳谷線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 484
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 484

公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者.....（薬務衛生課）... 484

告 示

○愛媛県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
いぶき薬局	宇和島市伊吹町1155番地7	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療（薬局）	令和元年9月1日

○愛媛県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社N・フィールド	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館	訪問看護ステーションデュエーション西条	西条市明屋敷428-4 エトワール西条テナント1階103（東）号室	精神通院医療	令和元年9月1日
ダイヤサービス有限公司	松山市祇園町6番15号	ダイヤサービス	松山市立花1丁目10番20号	精神通院医療	令和元年9月1日

○愛媛県告示第529号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定

自立支援医療機関の辞退の申出があった。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	辞退年月日
ケアステーションあえる	令和元年9月30日

○愛媛県告示第530号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
砂 入 良	愛媛県松山市	愛媛県松山市神浦306番ほか1筆	744
吉 岡 二三子	愛媛県松山市	愛媛県松山市神浦348番ほか1筆	488
寺 本 仁 志	愛媛県松山市	愛媛県松山市神浦848番	147
木 村 浩	愛媛県松山市	愛媛県松山市神浦1478番ほか1筆	723
奥 田 博 文	愛媛県松山市	愛媛県松山市神浦2092番	296
井 上 芳	愛媛県松山市	愛媛県松山市安城寺町532番ほか1筆	2,471
鶴 原 佳 夫	愛媛県松山市	愛媛県松山市中西外314番1ほか4筆	4,044
垂 水 啓 悟	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町大字恵久美字大地131番ほか3筆	4,085
中 平 勝 則	愛媛県北宇和郡鬼北町	愛媛県北宇和郡鬼北町大字小松121番1ほか3筆	10,369
株式会社 P E N T A F A R M	愛媛県西条市	愛媛県西条市丹原町高松甲1491番1ほか3筆	6,589

2 申請年月日

令和元年9月10日

○愛媛県告示第531号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第532号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所
西予市三瓶町有網代字殿浦96、97
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第533号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

- 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和元年9月20日から10月3日まで

○愛媛県告示第534号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類
 - 公共測量（数値撮影）「地図情報レベル1000（地上画素寸法18cm）」
 - 公共測量（数値図化）「地図情報レベル2500」
 - 公共測量（写真地図作成）「地図情報レベル2500」
 - 公共測量（航空レーザ測量）「地図情報レベル2500」
- 作業期間
令和元年9月3日から
令和2年1月31日まで
- 作業地域
肱川流域

○愛媛県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大島環状線	今治市宮窪町早川1123番1地先から 同町早川1123番2地先まで	旧	メートル 24.2～25.3	キロメートル 0.003	
		今治市宮窪町早川1123番2から 同町早川1123番2まで	新	25.3～26.0	0.003	

○愛媛県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	大島環状線	今治市宮窪町早川1123番2から 同町早川1123番2まで	令和元年9月20日

○愛媛県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	東予玉川線	今治市朝倉上甲1017番10から 同市朝倉上甲1003番2まで	令和元年9月20日

○愛媛県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年9月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	今治波方港線	今治市阿方字壱丁地甲293番8から 同字甲281番17まで	令和元年9月20日

○愛媛県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市荏原地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年9月20日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	三好晶一	松山市小村町296-2
〃	池田友邦	松山市東方町甲1219
〃	丹生谷博一	松山市中野町甲978-2

"	石原 廣 紀	松山市津吉町283
"	兼頭 敏 夫	松山市大橋町61
"	亀岡 信 行	松山市上川原町甲1555
"	白方 久 志	松山市上野町甲346 - 2
"	竹田 廣 文	松山市西野町甲445
"	大森 昭 英	松山市恵原町甲1087 - 1
監 事	中川 桂 一	松山市東方町甲444 - 3
"	砂野 定 雄	松山市上野町甲261

"	池田 友 邦	松山市東方町甲1219
"	石橋 大 仕	松山市津吉町130
"	三好 晶 一	松山市小村町296 - 2
"	末松 久 忠	松山市大橋町132 - 2
"	吉川 清 春	松山市小村町288 - 1
"	藤岡 正 勝	松山市上野町甲70
"	白方 久 志	松山市上野町甲346 - 第2
"	平岡 量 二	松山市恵原町甲819 - 1
監 事	中川 桂 一	松山市東方町甲444 - 3
"	宮内 宣 昭	松山市中野町甲1208

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池田 清 美	松山市東方町甲1713

○愛媛県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6072番から 同字6065番1まで	令和元年 9月20日

○愛媛県告示第541号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 1) 第17378号	令和元年 8月18日	(株)矢野金物店	山崎 幸敏	大洲市中村452 - 1	令和元年 8月7日	土木工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 27) 第13157号	平成27年 8月18日	(有)宇都宮工務店	宇都宮弘志	宇和島市三間町土居中83 9	令和元年 8月21日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 26) 第16596号	平成26年 11月27日	(株)皇輝工業	竹中 賢雄	西宇和郡伊方町九町字浦 安 1 - 1052 - 1	令和元年 8月23日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 26) 第13537号	平成26年 10月 8日	丸回企業(株)	堀口 栄樹	八幡浜市字沖新田1581 - 22	令和元年 8月26日	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部)

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

令和元年 8月29日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

令和元年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
10004	10008	10009	10010

10012	10013	10014	10020
10022	10030	10031	10033
10036	10038	10040	10041
10048	10050	10052	10056
10062	10064	10076	10080
10081	10101	10103	10106
10107	10112	10116	10117

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
20004	20005	20008	20015
20016	20026	20041	20046
20051	20058	20060	20064
20065	20078	20085	20092
20093	20094	20095	20096
20111	20114	20119	20121
20126	20127	20130	20133
20140	20142	20179	20180

特定品目

該当者なし